

施設利用の ご案内



社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
横浜市潮田地域ケアプラザ

令和5年7月更新

横浜市潮田地域ケアプラザ



1 地域ケアプラザの設置目的

横浜市地域ケアプラザ条例に定められた、横浜市独自の福祉施設です。地域の福祉保健活動の拠点として、地域の福祉(=なじみある地域で自分らしく生き生きとすごせるしあわせ)をすすめる目的のもと、中学校区に1つ程度の割合で設置され、社会福祉法人などへ運営委託されています。

2 地域ケアプラザの機能・役割

地域ケアプラザには、以下5つの機能があります。

(1) 地域活動交流

地域のニーズを探り、地域で暮らす人が生き生きとした生活を送れることを目指し支援します。子育て・高齢・障害等、様々な分野の福祉事業の企画運営などを行います。

地域の福祉保健活動の支援や、ボランティア活動の支援等も行っています。

(2) 地域包括支援センター

家族やご自身のお困りのことについて、まず気軽に相談できる窓口です。社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の3職種が連携し、総合相談、権利擁護、介護予防等の相談をお受けして、「包括的」に地域を支援します。

(3) 生活支援体制整備事業

地域に根づく支え合いの力を最大限に生かし、地域住民の方の声と地域の活動をつなげ、地域の方々が住み慣れた場所で健康で楽しく生活できるように支援します。

(4) 居宅介護支援事業

ご自宅で生活をされている高齢者の方へ、サービス調整を行う部門です。介護保険を利用するにあたって、「要介護認定」を受けた方と契約し、おひとりおひとりに合ったサービス計画(=ケアプラン)を立て、生活を支援します。

(5) 通所介護(デイサービス)

介護保険のサービスのひとつで、送迎者でご自宅までお迎えに行き、一日を施設で過ごしていただきます。健康チェック、食事、入浴、レクリエーションなどの各種サービスを提供します。

3 各部屋のご案内

潮田地域ケアプラザでお貸ししている部屋は、以下の 4 部屋です。

2階

① 多目的ホール	③ ボランティアルーム	④ 地域ケアルーム
② 調理室	廊下	
	エレベーター	トイレ

	①多目的 ホール	②調理室	③ボランティア ルーム	④地域ケアルーム
定員	25 名		10 名	2～3 名程度

4 開館時間および窓口受付時間

・月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 9 時

※ご相談(045-507-2132)については午後 6 時からコールセンターへ転送されます。

夜間の貸館利用がない場合は午後 6 時で閉館します。

・日曜日及び祝日 午前 9 時～午後 5 時

5 休館日

・毎月第 4 月曜日

・年末年始(12月29日～1月3日)

6 部屋の利用時間帯について

利用時間には、準備・片付けの時間も含まれます。

予約時間前の入室はご遠慮ください。

◆貸出時間区分

	午前 9～12時	午後1 12～15時	午後2 15～18時	夜間 18～21時
月～土	○	○	○	○
日・祝日	○	○	※15～17時	

※日・祝日のみ、午後2の時間が異なります。ご了承ください。

7 部屋のご利用について

(1) ご利用目的の確認

地域ケアプラザの貸館は、利用目的によって無料、有料、使用不可が決まります。

目的	区分	判断基準
福祉保健目的	無料	福祉活動、保健活動及びこれらの活動の交流が目的のとき
福祉保健以外	有料	福祉活動が目的のとき
	使用不可	営利のみを目的とするとき 地域ケアプラザ使用上の注意が遵守できないとき 他者への強要、強制と見なされる行為と認められるとき 第三者への貸与及び施設貸し出しの権利の譲渡と認められるときなど

(2) 使用料金

地域ケアプラザの貸館は原則無料ですが、使用目的が福祉保健目的以外の場合、下記料金を適用いたします。

部屋	使用料	
	通常	日曜・祝日(午後2区分のみ)
多目的ホール	1,380円	920円
調理室	420円	280円
ボランティアルーム		
地域ケアルーム		

(3) 団体登録

地域ケアプラザを 2 回以上利用する場合、団体登録を行うと利用までの手続きがスムーズにできます。団体登録は、原則 5 名以上です。

団体登録には手続きが必要ですので、地域ケアプラザへお越してください。(登録にあたって活動内容を詳しくヒアリングさせていただきます。ヒアリング結果に基づき、団体登録書を発行し、お渡しします。※登録可能な団体である事と判断した場合のみ。)

・団体定義

団体区分	定義
団体Ⅰ (福祉保健活動団体)	利用目的が福祉支援を必要とする、地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する団体。
団体Ⅱ (福祉保健協力団体)	自らの生活環境等の向上のために活動している団体で、福祉保健活動、地域貢献活動等のためボランティア活動を年 2 回以上実施する団体。年に 1 度、福祉保健活動記録報告書を所定の期日までに提出していただきます。
団体Ⅲ (目的外使用団体)	団体Ⅰ及び団体Ⅱに区分されない、施設の使用が認められる地域住民で構成された団体。
団体Ⅳ 法人(福祉保健目的)	利用目的が福祉支援を必要とする、地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する法人。
団体Ⅴ 法人(福祉保健以外)	団体Ⅳに区分されない法人。

団体は、主に上記の 5 つに分類します。認可地縁団体、医師会、歯科医師会及び薬剤師会については、団体Ⅰ～Ⅲに分類します。活動内容により、施設の利用が不可と判断させていただく場合もございますので、ご承知おきください。

・団体登録書は、登録した日から3年間有効です。

継続して利用する場合には有効期限満了日までに団体登録書の更新手続きが必要です。更新は、団体登録有効期限の 1 か月前の 1 日から可能です。必ず地域ケアプラザへお越してください。

・登録内容の変更(代表者の変更、活動内容の変更等)があった場合、速やかに地域ケアプラザへ「登録内容変更届」をご提出下さい。

地域ケアプラザの利用を行わない場合についても、団体登録抹消手続きが必要となりますので、必ずお申し出ください。

・登録団体Ⅱの皆さまについて

福祉保健活動記録報告書を1年間に一度、必ず登録している地域ケアプラザにご提出いただきます。(複数の地域ケアプラザに登録されている場合、各地域ケアプラザに提出ください。) 4月～3月までに行ったボランティア活動を、翌年の5月までにご提出ください。福祉保健活動記録報告書は地域ケアプラザよりお渡しします。

⇒年2回以上のボランティア活動が行われていることを確認させていただきます。
※登録期限は6か月未満の団体の場合は、1回以上。

(4) 利用申し込みについて

地域ケアプラザに団体登録を行っている団体は、電話または来所で仮予約を受け付けます。仮予約をしてから、必ず8日以内に「施設利用申込書」をご提出下さい。「施設利用申込書」の提出により、正式な申込となります。提出が無い場合は、キャンセルとみなします。

※未登録団体は地域ケアプラザへお越しくださいますよう、お願いいたします。

団体区分	予約開始日	予約枠数	利用料金
団体Ⅰ (福祉保健活動団体)	3か月前からの 1日9時から	1か月上限 3枠まで	無料
団体Ⅱ (福祉保健協力団体)	2か月前からの 1日9時から	1か月2枠 まで	無料
団体Ⅲ (目的外使用団体)	1か月前からの 1日9時から	1か月2枠 まで	有料
団体Ⅳ 法人(福祉保健目的)	使用日から起算して 21日前 9時から	上限なし	無料
団体Ⅴ 法人(福祉保健以外)	使用日から起算して 14日前 9時から	上限なし	有料

未登録団体の場合、法人以外は利用予定日の一か月前の1日から、法人は利用予定日から起算して14日間から予約が可能です。

なお、利用予定日から起算して30日以内であれば、自由予約として予約数の上限なく申込することができます。

申込の際は、ケアプラザの開館時刻の朝9時より受付が可能です。

それ以前にお越しいただいても受付できませんので、あらかじめご注意ください。

※夜間利用予約締切日

夜間帯の予約締切は前月の12日までとします。(令和5年4月利用分より)

例) 4月15日利用予定日 → 3月12日までに予約

(5) 1 枠の考え方

同一の部屋を連続して利用する場合は、2枠までを1枠の利用として扱います。ただし、同一時間帯において複数の部屋を利用しなければ活動できないとケアプラザが認める場合は、1枠の利用とします。

区分	多目的ホール	調理室	地域ケアルーム	ボランティア ルーム
午前 (9:00~12:00)	1 枠		2 枠	1 枠
午後 1 (12:00~15:00)	1 枠 (ただし、ケアプラザが 認める場合)			
午後 2 (15:00~18:00)				
夜間 (18:00~21:00)	1 枠 (ただし、ケアプラザが認める場合)			

なお、団体 I からⅢまでは利用予定日から起算して30日以内であれば、予約枠数に関係なく申し込むことができます。

8 利用当日について

利用前には必ずケアプラザ受付にお立ち寄りください。

「会場利用報告書」・「清掃セット」・貸出物品(申込があれば)をお渡しします。

利用終了の際は、事前にお渡しした清掃セットで机や椅子の清掃をお願いいたします。備品を使用前の配置に復帰し、忘れ物などの点検を行ってください。

すべて終了したら、事務所(内線 151)へご連絡下さい。職員が点検を行いますので、そのまま部屋でお待ち下さい。15 分前(夜間は 30 分前)の退出にご協力ください。

(1) 物品・カギの貸出について

利用申込の際、貸出希望の物品の申込をしてください。利用当日、ご利用になる物品・カギについては、窓口にて必ずお申し出ください。包丁は、包丁金庫に保管しております。ご利用になる際には必ず、受付にお申し出ください。

貸し出した物品・カギについては、ご利用終了後、必ず返却をお願いします。

(2) その他

部屋の申込・利用方法等は、各団体の中で共有していただくようお願い致します。

利用状況を見て、こちらから利用をお断りする場合がありますのでルールを守ってご利用いただくようお願い致します。ご不明な点等があれば、窓口へご相談ください。

9 調理室の利用方法について

利用時間内であれば、冷蔵庫は自由にご利用いただけます。原則、会場利用当日のみの利用となりますので、退出時には全て片付けていただくようお願い致します。やむを得ず、前日から保管する必要がある場合は事務所へ必ずご相談ください。また、調理器具や冷蔵庫の使用を希望される場合も、必ず事務所へご相談ください。くれぐれも、火気(ガス)・刃物等の取扱いは事故のないようお気をつけください。

10 その他ご利用にあたっての注意事項

以下の行為はご遠慮ください。

・登録内容と著しく異なる利用

・営利や寄付を目的として利用

(物品の販売や、宣伝につながる行為。サービスを提供することによって対価を得ることにつながる行為。)

・調理室以外での火気の使用

上記の行為が確認できた場合、以後の利用をお断り致します。

・持ち込んだ物品・ゴミは、必ず持ち帰ってください。

・施設内の設備、備品は施設以外に持ち出さないでください。また、椅子等を他の部屋へ移動させたい場合には事前にご相談ください。

・各部屋の定員を遵守してください。

・許可なく掲示物を貼ったり、壁に画びょうを刺さないでください。

・使用後は、物品、用具は所定の位置へお戻してください。

・仮予約後、利用をキャンセルする場合は速やかに事務所へご連絡ください。直前のキャンセルは他団体のご迷惑にもつながりますので、出来る限りご遠慮ください。

・全館禁煙となっております。敷地内での喫煙はご遠慮ください。

・来館の際は、公共の交通機関でお越しください。機材の搬入等の理由で車で来館される際は、受付で駐車許可証を受取り、搬入・搬出は安全を確保した上で速やかに行うようにしてください。

・その他、他の利用者に著しく迷惑または危険を及ぼすような、管理上支障があるときおよび、ケアプラザの利用にそぐわないとみなした場合は、利用をお断りする場合があります。

※皆さんで、気持ちよくお使いいただけるようご協力をお願いいたします。